

令和８年 第６回

みなかみ町農業委員会議事録

開催日時 令和８年６月１０日（水曜日）

みなかみ町農業委員会事務局

みなかみ町農業委員会第6回会議議事録

- 1 開催日時 令和8年6月10日 午後1時30分
 - 2 開催場所 月夜野農村環境改善センター 視聴覚室
 - 3 出席委員 18名
1番委員 櫛 渕 武 重 2番委員 近 藤 民 治 3番委員 内 海 伸 一
4番委員 原 澤 辰 明 5番委員 原 澤 忠 告 6番委員 鈴 木 初 夫
8番委員 中 島 博 恵 9番委員 田 村 吉 廣 10番委員 小 室 功
11番委員 村 山 正 美 12番委員 本 多 道 長 13番委員 小 池 康 雄
14番委員 原 澤 幸 好 15番委員 田 村 かつ子 16番委員 田 村 隆 司
17番委員 櫛 渕 春 子 18番委員 江 口 眞 利 19番委員 森 下 かおり
 - 4 欠席委員 1名
7番委員 鈴 木 保 雄
 - 5 議事録署名委員
13番委員 小 池 康 雄 14番委員 原 澤 幸 好
 - 6 職務のため本会議に出席した事務局職員等の職・氏名
事務局長 鈴 木 茂 範 書記 中 山 文 弥 書記 倉 澤 寿美子
 - 7 会議に附した事件
議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請について（継続）
議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第25号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第26号 農地法第5条の規定による許可申請について

協議事項・報告事項

その他
 - 8 会議の成立
農業委員会等に関する法律第27条第3項により本会議が成立する。
- | | |
|------|------------------------------------|
| 開 会 | みなかみ町農業委員会職務代理中島博恵開会を宣す。 |
| 閉 会 | |
| 職務代理 | ただいまより令和8年第6回みなかみ町農業委員会会議を開会いたします。 |
| 事務局長 | 続きまして、次第の2、会長挨拶。
会長、お願いします。 |
| 議 長 | 会長、議長となり、議事録署名委員を13番、小池康雄委員、14番、原澤 |

幸好委員を指名し議事に入る。

4、議事に入ります。

議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請について、これは前回の継続議案でございます。事務局より説明をお願いいたします。

事務局

1ページをお開きください。

議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請について。

次のとおり農地法第3条の規定による許可申請があったので、決定を求める。別紙記入事件1件。

こちらは、5月11日の審査において、基本要件である地域との調和要件について継続審査すべきと決定されたものです。

次のページをお開きください。

◇（議案書・番号3朗読説明）

3条の基本要件である地域との調和要件について、5月15日、本会議室にて借受人、〇〇〇〇氏にご足労いただき、田村かつ子委員、事務局、会長にて聞き取りを行いました。

まず、地域との調和要件について、借受人が先に許可を受けている農地の貸付人から、獣害対策のための管理が行き届いていないとの申出があったことを田村委員からお伝えしました。また、地域と連携した管理作業の必要性について意見を述べ、具体的な作業のやり方等についてご説明しました。〇〇さんからは、本件が許可となったときには、先に許可を受け、借り受けている他の農地を含め貸付人、隣接者、地元の方々から信頼を得られるよう、獣害対策のための管理を行うとお約束がありました。

また、前回審査において質問がありました許可前の事前着工の有無についてですが、3月に先に借り受けた農地でイノシシ被害があり、土手の修復をするため重機を借りた際、そのついでに許可後に行う植付けの準備として穴を掘ったとのことでした。理由として、今回の使用貸借は3月になってから貸付人からの要望を受け、急遽3条申請を行うこととなり、4月1日に申請書を提出し、4月10日の農業委員会で審査されると思っていたとのことでした。実際は、毎月20日締切りのため5月11日となりました。本来、桐の植栽時期は秋の彼岸から春の彼岸までが適切で、最悪5月の連休までには植付けが必要であることから、貸付人の了承の下、可能な準備をしたもので、事前着手する悪意のあるものではなかったと確認しました。

そのほか日照や落ち葉による隣接地への影響については、隣接地から10m程度離して植栽すること、桐の上部のみに葉をつけるぼんぼり方式を取り、できる限り日照や落ち葉の影響が出ないように対策しており、隣接の地権者にはご説明し、了承をいただいているとの話でした。

説明は以上です。

議長

ありがとうございました。

事務局の説明が終わったわけですが、ここで話合いに同席なされていた田村委員のほうからのご意見も聴取したいと思っております。

田村委員、お願いいたします。

15番委員

15番、田村かつ子です。

今事務局から説明いただいたとおり、5月15日にこちらの会議室で話し合い
というか意見を聞かせていただいて、事務局のおっしゃるとおりのこととなり
ました。それで、桐を植えるか植えないかという話になったんですが、桐は本
当に冬のうちに植えないと根がつかないんですよ。先ほど事務局がおっしゃっ
ていたように5月のうちじゃないと、ゴールデンウィーク明けぐらいまでじゃ
ないと駄目だということなので、あともう借りているし、1年遅れると桐の生
育に何か支障があるというか、1年遅らせちゃうと桐を収穫できなくなる。〇
〇〇〇にとってはちょっと不測の事態になるのではないかとということで、鉢植
えの苗というのを管理しているそうなので植えていただきました。桐は1年目
植えたとき、植えてから1年たった次の年の春には、また根本から切ってまた
伸ばすという作業になりますので、それが1年遅れると、どうしても収穫に支
障を来すということも承知していましたので、いいんじゃないですかという形
で植えていただいたということになりました。十分耕作をする段階で草刈等も
していただけるということを約束していただき、また何かあったら都度都度ご
連絡は差し上げてもいいですかというお話ししたと思うので、また困ったこと
あれば地権者のほうから隣接の方からちょっとお願いをしていきたいなという
ことをお話しさせていただきました。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

ただいまの件なんですけれども、私も同席いたしましてというか同席してい
たんですが、桐を植えていいというのは、前回のときに勝手に決めるなど、そ
ういうご指摘をいただいた、ご意見もいただいたわけですが、田村委
員が今言われたように、1年先送りになってしまったら苗も駄目になってしま
う、それからそういうことで武士の情けならぬ百姓の情けということで、皆さ
んにお諮りなく、どうぞ作業なさってくださいと言いました。

もちろんこの審議で皆さんのご意見、もし要望等ありましたら、私が責任を
持ってまた〇〇さんにお話ししたい、それからしっかり対策を練っていただき
たいということを申し添えて、皆さんにご了解をいただければと思っておりま
す。

それで、皆さんのほうからのご質疑、ご意見賜りたいと思います。

(発言する者なし)

ご質疑ないようなので、お諮りしてもよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

議案第21号の案件は許可でよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

それでは、許可と決定いたします。

続きまして、議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請について、
事務局より説明をお願いいたします。

事務局

3ページをお開きください。

議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請について。

次のとおり農地法第3条の規定による許可申請があったので、決定を求める。

別紙記入事件3件。

次のページをお開きください。

◇（議案書・順次朗読説明）

説明は以上です。

議 長

ありがとうございました。

番号１番より審議してまいりたいと思います。

番号１につきまして、担当委員さんからの調査報告を求めます。

５番委員

５番、〇〇〇〇〇〇地区担当の原澤です。

農地法第３条による申請事案の調査結果についてご報告いたします。

６月２日、現地調査を行いました。申請地は、〇〇〇〇〇〇より北へ約１００ｍぐらいのところで、翌日、譲受人の〇〇さんにお電話にて確認いたしました。譲渡人は、相続によって取得しましたが、自宅から遠く管理ができないということでございまして、今回の譲受人は、以前から自宅前で家庭菜園ということですと耕作をしてまいりました。そういう事情もございまして、引き続き耕作を続けていきたいということで今回の３条申請ということになったということです。年間従事日数は２５０日で、野菜等を栽培するということでございます。周辺農地利用地域計画への支障はございません。その他、特に懸案事項はございません。

よろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

皆様のほうからご質疑ございましたらお願いいたします。

（発言する者なし）

ないようですので、お諮りに入ります。

議案第２４号、番号１の案件は許可相当でよろしいでしょうか。

（「はい」の声）

それでは、許可と決定いたします。

続きまして、番号２について担当委員さんからの調査報告を求めます。

６番委員

６番、〇〇〇〇〇地区担当の鈴木です。

農地法３条による申請事案の調査結果について報告いたします。

６月８日、現地調査を行いました。申請地は、〇〇〇〇〇〇〇〇の南約４００ｍのところに２か所、〇〇〇より西へ４００ｍのところです。そこは１か所です。合計３か所です。８日、譲受人に直接お会いいたしました。譲渡人が健康上の理由で耕作ができないということでございました。譲受人は長年、所有者より耕作依頼を受けていた土地でありまして、農業経営の安定を図るために耕作したいという話でした。それと、農地の有効的利用、所有機械、労働力、農業技術、営農計画も確認でき、実行は確実と思われます。年間従事日数は１５０日ということで、水稻を栽培するには十分な日数と思われます。周辺の農地等については、支障は特にありません。その他に懸案事項については、確認できませんでした。

よろしくご審議をお願いします。

議 長

ありがとうございました。

皆様のほうからのご質疑賜りたいと思います。いかがでしょうか。

（発言する者なし）

	それでは、お諮りいたします。 議案第24号、番号2の案件は許可でよろしいでしょうか。 （「はい」の声） それでは、許可と決定いたします。 続きまして、議案第24号、番号3について担当委員さんからの調査報告をお願いいたします。
18番委員	18番、〇〇地区担当、江口です。 農地法第3条による申請事案の調査結果について報告いたします。 6月4日、現地調査を行いました。申請地は、〇〇〇〇〇の東方向約300mぐらいに位置します。この土地は〇〇〇〇〇さんから借りて牧草畑として耕作しておりましたが、〇〇〇さんへ譲り渡すものです。譲受人は、引き続き牧草畑として使用するそうです。所有機械、労働力等は十分であり、耕作の実行は確実です。その他想定される懸案事項は特に見当たりません。 以上よろしくご審議いただきますようお願いいたします。
議 長	ありがとうございました。 皆様のほうからのご質疑ございましたらお願いいたします。 はい、どうぞ。
15番委員	15番、田村です。 その今の地図の黄色の形にある部分ですかね、黄色のところですね。
18番議員	そうです。牧草畑のところなんです。
15番委員	あの牧草畑のところね。既に建物が建っているんですけども。
18番議員	建ってはいないんですけども。
15番委員	ハウスとか、今の面積の区画だと、何かハウスが建っているような感じなんですけれども、現状どうなんですか。
18番委員	ハウスは建っていないんですけども。 いや、ちょっとかかっているのか、現場見ている。
議 長	すみません、事務局が今説明されます。
事務局	すみません、事務局です。 今回3条の申請と、この後に5条申請、提案申請が上がっているんですけども、まず3条のこの地図上にハウスかかっております。ただ、ハウスというのが…… （「農業施設か」の声） はい、なので、基本的には農地に設置されていることは問題はないので、今回の3条申請というところで、特に大きな支障はないというふうにお考えいただければと思います。

議 長	田村委員。
1 5 番委員	すみません、引き続き申し訳ない。 今まで使っていた土地ということでしたよね。
1 8 番委員	はい。
1 5 番委員	でいいですね。農地のところのあそこの。
1 8 番委員	借りていた土地ですね。
1 5 番委員	分かりました、大丈夫です。
議 長	よろしいでしょうか。 （「はい」の声） ほかにご質疑ありましたらお願いいたします。 （発言する者なし） ないようですので、お諮りいたします。 議案第24号、番号3の案件は許可相当でよろしいでしょうか。 （「はい」の声） それでは、許可と決定いたします。 続きまして、議案第25号 農地法第4条の規定による許可申請について、事務局よりご説明をお願いいたします。
事務局	6ページをお開きください。 議案第25号 農地法第4条の規定による許可申請について、次のとおり申請がありましたので、意見の決定を求める。 別紙記入事件1件。 ◇（議案書・番号1朗読説明） 以上になります。
議 長	ご説明いただきました。 このことに関して、担当委員さんからの調査報告を求めます。
5 番委員	5番、〇〇〇〇〇〇地区担当の原澤です。 農地法第4条による申請事案の調査結果について報告いたします。 申請地は〇〇〇〇〇より南へおよそ100mぐらいのところですが。この案件につきましては、今年3月に事務局、会長と同行訪問にて現地調査を行いました。今事務局のほうでご説明いただいたとおり、始末書にあったような事実でございます。特にございません。 以上です。
議 長	ありがとうございました。 ちょっとお名前を出されてしまったので言いますと、現地調査に行かれたと

きに、やっぱり駐車場で使って、このままではどうも皆さん納得がいけないよというお話を申し上げまして、ぜひとも分筆するか、それとも宅地化、そういうような方向を取ってもらわないと、これは困りますというお話をいたしました。今回のこの事案に4条で出されて、分筆なされて出してこられたという案件でございます。

皆様のほうからのご質疑ありましたら、お願いいたします。
どうぞ。

3番委員

3番、内海です。
黄色い部分を駐車場にすることでしょうか。

議 長

現況車が1台止まっておったりしたものですから、おい、駐車場じゃねえかというふうな話になって。

3番委員

じゃ、その部分だけを駐車場にすることですね。

議 長

そうですね、はい。

3番委員

ほかは農地のまま。

議 長

次に関わってくるんですけども、さきに案件出てきますけれども、これに付随した。結局ほかのところも申し上げてもいいか、先走って申し上げてはいけなかもしれないけれども、庭がちょっと見えますね。庭木がちゃんと植わっているんですよ、あそこの辺りに。あの辺もちゃんと整備していただかないと、前のほうは少し野菜畑で、これは俺が説明するより担当委員さんからやっぱりお願いしよう。

5番委員

次で説明……

議 長

次の案件に入っていますんで。
何かちょっと消化不良ならしゃべる。

3番委員

いや、結構です。

議 長

皆様のほうからご質疑ありましたらお願いいたします。
(発言する者なし)
なければお諮りいたします。
議案第25号の案件は許可相当でよろしいでしょうか。
(「はい」の声)

それでは、許可と決定いたします。

続きまして、議案第26号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明がございます。

事務局

8ページをお開きください。
議案第26号 農地法第5条の規定による許可申請について、次のとおり農

	地法第5条の規定による許可申請があったので、意見の決定を求める。 別紙記入事件4件。 ◇（議案書・順次朗読説明） 以上よろしくお願いいたします。
議 長	ありがとうございました。 番号1より担当委員さんからの調査報告をお願いいたします。
5 番委員	5番、〇〇〇〇〇〇地区担当の原澤です。 先ほどの4条申請の方と一緒になんですけれども、場所は同じところでございます。今回が、先ほどの黄色い部分が分筆でちょっと駐車場用地ということで面積が少なくなってしまったということで、ちょっと番地が細かく出ていないんですけれども、駐車場、車をできる広さが当初よりは足りなくなってしまったということで、その青い部分のところに南側に車を3台分の駐車場として使いたい。そのほかは庭ですかね。そんな形で使いたいということで今回の申請に至りました。 以上です。
議 長	ちょっと先ほど言いかけたんですが、当初3条の畑で申請というお話があったんですが、これ3条でちょっと認められない。そうすると、この庭とかそういうものをということで、また、今、車ではそのときには出なかったんですが、駐車場として使いたいということで、全て5条で出していただいたので、これでいいのかなと私的には判断いたしております。 内海さん、いかがでしょうか。
3 番委員	分かりました。 それとこの外国人の方、国籍が先ほど言っていなかったんですけれども、この国籍は日本。
5 番委員	じゃないです、違ったような。
事務局	少々お待ちください。 そうですね、アメリカになります。
議 長	内海さん、いかがですか。
3 番委員	はい。
議 長	ほかに皆さんのほうからのご質疑ありましたらお願いいたします。 どうぞ。
17 番委員	17番、櫛渕です。 今国籍と内海さんがおっしゃったんですけれども、農地法がよく理解できていないんであれなんですけれども、第3条のほうは国籍の欄があるんですけれども、5条は国籍とかはここに書く必要がないということなんではないでしょうか。

議 長 俺はちゃんとしたことがちょっと言えないので、事務局の見解を伺いたいと思います。
事務局、その辺の見解お持ちであったらお願いいたします。

事務局 5条のほうは、国籍による制限はなしです。
そのため申請書のほうにはなくて、耕作の日数だったりとかそういうのはなくて……

議 長 それは3条に入ってくるということになるわけ。

事務局 今5条の話を……

議 長 よく分かるようにしてくれよ。

事務局 失礼しました。
5条、あくまでも農地外になるということなので、特にそういった耕作の日数条件だったりとかというのはなくて、あくまでもそれを実行できるか、そういった利用として実行するかというところに判断基準が持たれているものですので、そういった部分でそういった書く欄、国籍とか書く欄というよりは、実行される内容なのか、農地法のさっき農地区分というんですけれども、第3種、第2種、第1種とかあるんですけれども、その立地条件とか一般基準に満たしているかという判断を取っているものなので、国籍というのは特にないというのが現状の申請書の作り方になっています。
3条の話も続きとしてよろしいですか。

議 長 はい。

事務局 じゃ、3条は倉澤のほうから。

事務局 3条のほうなんですけれども、3条のほうは国籍とあと在留資格の申請書の記入が必要となっています。さらに、昨年令和7年4月1日から、農地を取得する際の要件が、日本に住む外国人が農地を取得する際の要件が厳格化されました。先ほどの国籍と在留資格の申告は令和5年9月に義務づけられていたんですけれども、在留期間の申告も義務化されて、短期間で資格がなくなるような更新の見込みもないような場合は認めないように制度が変更されました。これは農地の取得には原則年150日以上農業に従事することが求められているためになります。この農作業の常時従事要件というのは、外国人だけに求められているものではなくて、日本人も同様になります。全部効率利用要件とあと地域との調和要件を含めて全ての要件が満たされていることが3条の許可の条件となります。
以上です。

議 長 ありがとうございました。
挨拶の中で、要請文書の中に外国人が農地を買うということが、そういうも

のは不動産は買えるんですけれども、日本では今では買えるんですけれども、それでやっぱり土地改良したり、それから何か道を広げたり何かするときに、もし外国人だとそれがどこかに行ってしまったら、それから国に本国に帰っていきなり何かするとなかなかややこしくてそういう問題が発生するので、俺的には先生にどうしても日本は国際法が何かよう分かんけれども、もっと広げているわけで、外国人にも買えますよという話。ただ、日本の重要拠点というか基地の周りとかそういう機密情報がされるようなところは規制がかかって、ここは売ってはいけないと、外国人が手を出せないというものはつくっていただいたんですけれども、ほかに関してはやっぱり動くんですよ。でも、現場の声というのは、もしそういう事態が生じたら、やっぱり外国人との折衝をしなくちゃならないので、どうにもこうにもいかんわけですよ。それから農地の真ん中で隣でかえって荒れちゃったりとか、農地の真ん中とかそういうのでやられたら非常に困るので、それは先生にしっかりお願いして、保護規制を法改正をしていただくような方向で考えておったんですけれども、挨拶で言ったようにしゃべってこられませんでしたので、そういうような見解なんです。

ちょっと付け足しが長くなりましたが、櫛淵委員、いかがでしょうか。

17番委員 何かに書いてもらえると非常にうれしいかなと思います。

議長 事務局、出せますか。

事務局 次回何かお配りする……

17番委員 何か今教えてもらったんですけれども、書き切れなかったので、書いてもらえるとありがたいと思って。

事務局 じゃ、ちょっと補足ですみません。

基本的には、外国人であっても農地買えるんです。150日間の農家の作業をすれば買えるんです。そこだけなんです、言っていることは。今会長がおっしゃったことは、そうならいいなということと言っただけであって、まだ制度化も何もされておられません。ただ、今後、今、日本のほうで、日本国の中で、今、高市政権は保守政権ですので、そういう動きにあるような報道がされているのも事実だと思いますが、そういうことが決まったら、また随時報告させていただきますので、よろしくお願いいたします。

17番委員 分かりました。すみません、ありがとうございます。

議長 皆様のほうからご質疑ございましたらお願いいたします。
(発言する者なし)

それでは、お諮りいたします。

議案第26号、番号1の案件は許可相当でよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

それでは、許可相当と決定いたします。

続きまして、議案第26号、番号2について、担当委員さんからの調査報告をお願いいたします。

8 番委員

8 番、〇〇〇〇〇〇地区担当の中島です。

農地法第5条による申請事案の調査結果の報告をいたします。

申請地は〇〇〇〇〇〇〇〇と〇〇〇〇〇〇へ向かう分岐点の内側、内角になります。5月30日に現地調査と譲渡人により現地を確認し、また譲受人の意向も伺いました。隣接地の倉庫の駐車場として利用したいとのことでした。申請書、利用計画書、資金等は確認でき、実行は確実かと思われます。また、周囲に耕作地は存在せず、転用し、駐車場にすることによって生じる農地もしくは作物への被害、影響はありません。申請面積も妥当かと思います。その他想定される懸案事項は見当たりませんでした。

以上よろしく審議いただきますようお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

皆様のほうからのご質疑いただきたいと思います。

では、紙面に備考のところに書いてあるように、農振除外ということで皆さんに見ていただいて、除外になっているようでございます。

いかがでしょうか。

(発言する者なし)

それでは、お諮りいたします。

議案第26号、番号2の案件は許可相当でよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

それでは、許可相当と決定いたします。

続きまして、議案第26号、番号3について、担当委員さんからの調査報告をお願いいたします。

9 番委員

お世話になります。9番担当区の田村です。

申請事案の調査結果について報告いたします。

当該地ですけれども、5月の末に簡単に自動車で回って、その後、6月1日に譲渡人のほうに自宅に伺っていろいろお話を伺いました。そこ以外にも農地はあるんですけれども、もう耕作、田んぼ、耕作はもうずっとしていないということと、それから畑の自家用の野菜を作っている程度ということでした。田んぼも荒れないように管理はしていますよと。それで後継者はいませんというのはそういうことでした。それから、当該地は何か新幹線の残土を埋めたところだというふうなことで、私もえっというふうに思ったんですけれども、そういう事情でした。

続いて、6月5日、そこを回ったんですけれども、回ってみますと、ほとんどのところ、当該地もそうなんですけれども、それ以外のところも地目は田んぼでありながら草地にはなっているんですけれども、荒れてはいないんですけれども耕作の形跡はないということで、仮にここが駐車場になったとしても他への影響はないだろうという、そういう判断です。

それから、譲受人のほうですけれども、資金についても確認はできております。

以上ですけれども、懸案事項等は特に私からは見当たりませんので、ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長	ありがとうございました。 皆様のほうからのご質疑ございましたらお願いいたします。 先ほど始末書の中で、前から駐車場で使っておったという話なんですが、こちらの〇〇〇さんがずっと借りていたということですか。
9 番委員	私そこを聞いたんですけれども、譲受人は〇〇〇さんですけれども使っているいなかったみたい。まだその〇〇〇さんが使っていることではないみたいなんですね。ですから、確かに実態はあるんですけれども、どこかというのはちょっと分からなかったです。そこまでは私もうっかり聞かなかったんですけれども、ですから一時的にどなたかが多分使って、また現在売地という立て看が立っていて、車はとまっていなかったんですね。ちょっとその辺重要なのに確認できませんでした。
議 長	いや、ちょっと愚問でしたな。
9 番委員	いいえ、私がうっかりしたのか分からない。
議 長	いやいや、愚問でした、このたびに関しては始末書がついているんだから。
9 番委員	始末書は私も確認はしたんですけれども、そこはうっかりしていました。
議 長	いえいえ。 皆様のほうからいかがでしょうか。 (発言する者なし) ないようですので、お諮りいたします。 議案第26号、番号3について許可相当でよろしいでしょうか。 (「はい」の声) それでは、許可相当と決定いたします。 すみません、番号4について担当委員さんからの調査報告をお願いいたします。
18 番委員	18番、〇〇地区担当、江口です。 農地法第5条による申請事案の調査結果について報告いたします。 6月4日、現地調査を行いました。申請地は〇〇〇〇〇より東へ約300mのところですよ。申請者の〇〇〇さんが現在〇〇〇〇〇さんから借りて牧草畑として耕作をしておりますが、購入して自宅を建設する予定だそうです。申請書、見積書、設計書、融資証明願が確認でき、許可が下り次第、着工したいそうです。周辺農地への営農への支障については、北側は道路に面し、東・西側は住宅、南側は自作地に面しているので営農については支障はありません。同様に転用することによる付近の農地、作物への被害等はないと思われます。その他想定される懸案事項は特に見当たりません。 よろしくご審議いただきますようお願いいたします。
議 長	すみません、大変失礼いたしました。 ありがとうございました。

このことについて、皆様のほうからのご質疑賜りたいと思います。
(発言する者なし)
それでは、お諮りいたします。
議案第26号、番号4の案件は許可相当でよろしいでしょうか。
(「はい」の声)
それでは、許可相当と決定いたします。
次第の5に入らせていただきます。
協議事項、別にないですね。
(発言する者なし)
ないようですので、次第の6、その他でございます。
委員の方から何かご意見ある場合は挙手をもってお願いいたします。

4番委員

4番、原澤です。
委員長及び事務局のほうにちょっとお聞きしたいことがあります。
今、国のほうで給付付き税額控除の制度が決まるまでの時限措置として、食料品の消費税を1かゼロかにするような議論が続いておりますけれども、それに当たって8割方の農家が影響を受けるのではないかとされていますけれども、それについて農家に非常に影響があまりないような形の制度設計をお願いしたいというのを農業会議を通じて要請するとかというのは、この農業委員会の場で議論はふさわしいものなんでしょうかどうかということを委員長のほうにお聞きしたいのと、それについて農家について何か補助ですとか援助ですとかについて、町当局としては何か検討はされているのかどうか、その辺をお聞きしたい。

議 長

大変大きな質問なんで、今後の推移見守っているんですけども、あまり政治に絡んではいかんか。高市政権というか自民党が総裁であるときに、やっぱりゼロ%にするというようなことであったが、それにやるとなると非常に時間がかかってしまう。1%なら半年かそのぐらいで何とかなるというんで、非常に財務もまだ決定できないようだしもめている。
さっき2,816円という数字は大規模農家ではなくて、1haから3haの人たちの経費のあれなんですね。消費税という問題があって、これが非常に難しい問題なんじゃろうか。国は何というか福祉というかそっちのほうの目的税もあったわけなんだけれども、そこを崩すんだから国の根幹に関わるみたいなこともかかってくるし、非常に難しい問題だと。
ただ、お聞きしたことは、農業委員会でそういうようなことを話し合っ、これを国に要請できるかというお話でございましたんで、取りあえず局長、集まる機会にはこれはありますかね、ないですかね。

事務局長

近いうちに事務局レベルではやる予定です。あと、農業会議は……

議 長

それと、緊急で何かそういうふうなあれは、各首長というか各町村の会長が集まってそのお話ができるような場が設けられるかどうか、その辺どうだい。

事務局長

6月22日にちょうど農業会議の総会があるので、その他の案件でもしあれならご発議することは可能なのかなとは思っていますけれども、会長のほうから

発議してもらおうのがいいと思うんですが、ちょっとその辺は農業会議にちょっとこの後……

議 長 でも、6月22日は俺欠席だよな。

事務局長 ちょっとこの後話しようかななんて思っていたんですけども、会長がもし出られるんだったら、ちょっと私ほかの会議出ないでそっちに行こうかななんて思っていたんですけども。

議 長 だって、それ大丈夫なの。

事務局長 倉澤さんにさっきお願いしたところです。

議 長 お茶飲みに行くだけだから、俺が行っても。またそれはどうにかしますね。そういうかつて災害がひょうだったかな、何かのときにすぐ取りまとめてくれたということで、農業委員会としてそういう俺、沼田市のときに利根沼田の会長の会議のときにお話ししたことがあるんですよ。ところが、今普及所とか県とがいろいろなところが調べていて、それが出てから要請しよう。いやいや、それ本当に要請できなかったんですよ。じゃ、農業委員会からは、もう特に農家の支援体制しっかり取ってくれということをお願いしよう。って、各区会長の前で打ち明けたんですけども、これがなかなか持っていけなかったという経緯もございまして、ちょっと話が途切れてしまったけれども、やっぱり必要じゃないかなと思うんですよ。先ほど申し上げていたように、零細にとってはやっぱり消費税を皆さんからもらったりしても、これインバウンドで本当に皆あれなんですよ。どんな人からでも取ろうといつの間にか決めてやりやがって、国は。本当に困った問題なんで、あまり金額が上がって大丈夫ならともかくとして、小規模でやっている方たちはやっぱりインバウンドでやられるとちょっと苦しいなと思うところです。

 ぜひとも原澤委員の、俺的には個人的にはもしそういう要請ができるんなら、そういう働きかけをぜひともしたいと考えております。

 と、事務局のほうの考えを。

事務局 町とか県、国レベルで何か補助金的なものがないのかという話だったと思うんですけども、ちょっと今のところまだ食料品の1%、ゼロ%減税によるそのような補助制度というものは、まだ特に下りてきてないのが現状です。特に今そんな状況の中で、市町村単独で補助制度というのもまだ今のところないのが現状です。

 ほかのこの後説明させてもらうんですけども、原油の関係とかもありますので、アンテナ張っているいろんな制度に対応できるようにはしていきたいと思っております。ご了承ください。

議 長 原澤委員。

4 番委員 私個人もこれ個人的には私一般課税方式を取っているんで影響はないんですけども、5,000万円以下の農家の方はほぼほぼ簡易課税方式を取ってい

と思うんですよ。そうするともうみなし課税なので影響がかなりあると思うんですが、ただ、それをこの委員会として意見表明をするかどうかは、私個人なので、ほかの委員の方の意見は私分らないですが、その辺に関してはお諮りしておくほうがいいのかなのか。委員会としての意見表明とすれば、皆さんから聞かなきゃいけないと思うんです。

議長　そうですね。俺、個人的なことを言ってしまったんだけど、そういうことなんですけれども、委員会として6月22日、そういう発議ができれば、皆さんのご意見を集約していかなくちいかんなどと思っておりますが、諮ったほうがよろしいでしょうか。皆さん、いかがでしょう。

（「ちょっといいですか」の声）

はい。

5番委員　原澤委員の言われた、5番、原澤ですけれども、先ほど5,000万以下のみなし課税でしたか。

（「簡易課税」の声）

簡易課税の中で、実際どのくらいの農家が影響を受けるんですか。よく分からないんですけども。

4番委員　83%ぐらいの農家が簡易課税もしくは免税業者になっているというふうな試算が、先日のJAの理事会のほうでありました。なので、8割以上の農家が影響を受けるのではないか。

5番委員　その影響というのはどんな感じなんですか。

4番委員　資材をかうと消費税を10%払います。作った農産物は食料品ですのでゼロもしくは1%になってしまう。ということは……

5番委員　かうのは10%払って、そういうことか。

4番委員　そういうことです。

一般課税を取っている方、もしくは私のように食料品でないものを作っている農家に関しては10%なので前から関係ないんですけども。

5番委員　そういうことなんですね、分かりました。

議長　ほかにお聞きしたいことはありませんか。

（「よろしいですか」の声）

はい。

3番委員　具体的にどういう形、漠然とした理由だったら通らないので、具体的にどういった要求にしたらいいんですかね。というのが分からないんですが。

議長　どうだろうな、食料に関してはそこは下げるとのことなんだよな。だから、反対するとか、反対しても税金10%にされたら、8%で引かれたら困るもん

な。

4 番委員

制度設計を今つくっている段階だとは思いますが、そこに当たって農家が不利益を被らないような形を配慮しながらつくっていただけませんかというようなことを、現時点ですけれども、それを言うしかないんじゃないでしょうか。

議 長

また、それも考えていることをちょっとまとめて文書にしてみてくれるか。それも、こういうことだったら農家も納得できるんじゃないかと。俺も考えます。

皆さんはやっぱりそれはあれですよ。その逆を埋めていくもの何もないわけですから、やっぱりでもそれは補助的なことが何かあるような、食品に代えてまた月給を上げるとか何か給付でやるとか、いや、国は考えるんじゃないかな、農家に手当するんだと思うんだけど、だからその辺も見えないと分からない。

でも、もし今、原澤委員が言われたような事態が生じたら、やっぱり皆さん大打撃受けるわけですから、文章を考えながら、それから皆さんにお諮りする時間がないとは思いますが、私と原澤委員に一任という形で取り付けていただければありがたいんですが、いかがでしょうか。みなかみ町農業委員会の見解はこうですということで一任いただければありがたいんですが、よろしいでしょうか。

（「はい」の声）

ありがとうございます。

ほかに皆さんのほうからございましたらお願いいたします。

（発言する者なし）

ないようですので、事務局から何かございましたらお願いいたします。

事務局

じゃ、事務局のほうから２点ほど情報としておつなぎさせていただきます。

お手元に資料２部お渡しさせていただきました。

まず、原油の代替調達の動向という資料をご覧ください。

これ、先日議会の産業観光生活環境常任委員会で作った資料と同じものをそのまま使わせてもらっています。失礼しました。気にしないでください。今、原油というところで不足しているというような情報が出ているんですが、これ農林水産省の資料でございます。２０２５年度については、一番上の棒グラフなんですけれども、中東から２２２万バレル、ほぼほぼ中東から輸入してまいりました。４月になったら中東から輸入がほぼほぼなくなり、米国からもまだ輸入が始まらず、日本国内の備蓄で補充していたというのが４月です。５月になると、中東から少し増えてきました。米国からかなり増えてきました。また、３段目で備蓄の放出が補充されているという状況です。６月になりましたら、中東からもかなり回復して、米国からもかなり回復してきましたので、備蓄の補充も少なくて済んでおりますというような表になっております。８割程度まで原油の調達が多角化によってうまくというか需要ができていますよということになっております。

それに伴いまして、今ナフサ由来の化学製品の需給の見通しというのがその次のページというか下段になるんですけれども、ナフサというビニール、いわゆるマルチシートとかあと袋、その原材料になっているものでございます。

あとシンナーなんかもそうなんですけれども、それがやはり原油が入ってこないことによってナフサも4月の段階では原油から、4月前は原油から作っていたものが、この中段の代替調達の加速ということで、代替品のものが埋まってきましたので、それとあと川中製品の在庫の活用ということで、川中製品というのが基礎材料、ナフサから作ってまだ商品にならない段階のものでございます。ペレット状の樹脂とか合成ゴムなんかをここに在庫を活用することで今のところどうにかなっているということを国が言っているんだと思います。

そんな中で、じゃ、なぜ商品がないのかというところが、はぐっていただいて次のページになります。いわゆる材料は入ってきていて十分な量は確保できているにもかかわらず、今手元になかなかゴミ袋なんかもそうなんですけれどもなくなってきたというものが、流通の段階で目詰まりを起こしているんじゃないかということで、国のほうでは目詰まりをなくすようにということで、その下段の9ページにあるいろんな団体に目詰まりを解消してくださいということを行っている段階でございます。

今のところ、この原油の不足による特に補助等はこういうことで農林水産省のほうは考えていないようですが、一応相談の窓口というのが次のページになります。国のほうではこういう目詰まり等により商品がなくなったということに対しての相談窓口を設けているようですので、もし何かあったら相談窓口連絡していただければと思うんですが、なかなか敷居が高いので農林課のほうに連絡いただければつながりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

あと、もう一点でございます。こちらこれからの地域づくりを考えるということで、もう昨年1回この先生の講演会やっているんですけども、かなり好評だったのでということで企画課のほうで企画しまして、6月26日金曜日と7月4日土曜日、2回講演会開きますので、お時間にご都合のつく方につきましては出席いただければと思います。

以上でございます。

議 長

では、よろしいですか。

以上で本日の議事、報告事項の全てを終了いたします。ありがとうございました。

進行を事務局にお返しいたします。

事務局

それでは、閉会宣言を江口職務代理、お願いいたします。

閉 会

みなかみ町農業委員会職務代理江口眞利閉会を宣す。

〔午後2時41分〕

以上会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため署名する

1 3 番委員

1 4 番委員